

今回は、本会に寄せられた議会運営に関する最近の照会について説明し、これらに関する見解を述べます。

なお、文中意見にわたる部分は筆者の個人的見解であることをあらかじめお断りしておきます。

Q1 会議録の修文について

本市議会では、議員の賛否の公表を行っている。ある事件の採決において、起立採決を行ったところ、議長は「全員起立、よって本件は可決」と宣告した。しかし、閉会后、実際は数人の議員が起立していなかったが、議長がこれに気付くことなく全員が起立していることと認識していたことが判明した。

先に述べたように、本市議会では各議員の賛否の公表を行っていることから、上記の議長の宣告と賛否の公表結果が異なることを避けるため、議長の会議録調製権を根拠に、会議録の記載内容を「全員起立」から「起立多数」に修正しようと考えている。

このようなことの適否について確認したい。

A1 このようなケースを会議録調製権で処理

連載②4

議会運営

Q&A

全国市議会議長会
調査広報部副部長
本橋 謙治

することは不相当と考えます。

確かに議長の会議録調製権に基づく修文を検討することが考えられますが、行政実例は修文さえも消極的に解しています。

このことから、仮に修文を行うならば一般的にその範囲は必要最低限にとどめるべきと考えます。修文の代表的な例としては、①単なる言い間違い、②重複発言、③助詞の誤用などを挙げることができます。これらの例を今回の事例に当てはめてみると、いずれも該当しないことから、今回の議長宣告に対して修文を行うことは消極的に解さざるを得ません。

したがって、会議録には「全員起立」と記載し、当該部分に実際は起立多数であった旨を付記することで対応することが適当と考えます。

なお、起立採決は、元来、起立者（賛成者）の多少をもって可否を決するものであることから、Q1のように個々の議員の賛否を公表することを前提にしたものではありません。起立採決の性質を考慮して賛否の公表の是非について改めて検証したり、議長の宣告が誤りならば、議場にいる議員（この場合は特に起立していると認定された起立していない議員）が議長に異議を申し立てるなどを行い議長の認定に誤りがあることを気付かせる、議会事務局が議長に助言するなど、今回のような問題（議長の宣告の誤り）が生じないように事前に対応するべきと考えます。

参考 行政実例（昭和28年6月27日）

問 会議録の調製にあたり、その内容の体裁を整える意味において、重複した発言（例

えば議長が会議次第書を誤見し、重複発言をした場合）を抹消する等、その一部を修正することはさしつかえないか。

答 発言内容に修正を加えるべきでないとする。

Q2 所管事務に関する委員会の報告について

ある常任委員会に付託された事件が今定例会では請願のみであったが、今定例会中に当該地方公共団体で発生した入札に関する不祥事について、当該委員会が所管であることから執行機関からの説明を受けたほか、委員間で執行機関に対する要望をはじめとする今後の対応等について意見交換等を行った。

その後、委員長が請願の委員長報告の際に委員会での当該不祥事に関する委員会の対応等について報告したい旨の申出が議長に行われたが、このような形態での報告は可能なか。不可能ならば、どのような方法が考えられるか。ちなみに付託された請願と不祥事との間に関連性は全くない。

A2 当該所管に関する委員会での協議等について委員会に付託された請願の委員長報告に併

せて報告することは規則上不可能と考えます。

委員長報告は、議題となった事件の審査の経過と結果について報告することになっており、通常、本会議の議事日程には付託された請願のみが記載されています。つまり、請願の審査結果等に関する委員長報告に併せて日程になっていない他の事件の報告を行うことは、議題となっていない事件の報告となり、厳密にいうならば請願以外の事件に関する委員長の発言が議題外の発言に該当し、発言取消の対象になり得ます。

このことから、請願とは別に所管に関する調査に関する報告を別に行うことが考えられます。一般的には、委員長報告については付託された事件について行われますが、必ずしも付託事件に限定されるわけではありません。委員会の所管事務調査についても委員会が必要と判断するならば、当該調査の結果等について委員長が報告することが可能です。なお、所管事務調査は会議規則に基づき、あらかじめ所定の手続を行ってから開始することとができるため、今回の事件があらかじめ手続をした所管事務調査の対象外であるならば、当該手続を行ってから執行機関の説明を聴くのが原則です。また、調査対象の事件の調査が終了したならば、委員長報告として報告し、調査が終了していないならば、中間報

告で対応します。

Q2の報告ですが、請願の審査結果と調査事件に関連性が低いと思われるので、一括議題とはせずに請願に関する報告と調査事件に関する報告は別個に行うことが適当と考えます。

この他の方法としては、委員会が当該不祥事に対する決議を委員会提出事件として提出し、執行機関への要望等を決議という形で行うとともに委員会での協議内容について、決議案の提案説明で多少は行うことが可能と考えます。もし、委員会の協議内容等について詳細に報告したいならば、決議案の提出と先に述べた委員長報告又は中間報告を併せて行うことが考えられます。

参考 行政実例（昭和28年6月27日）

問一 標準都道府県議会会議規則第40条の規定により、委員長は当該委員会に付託された案件以外についても委員長報告を行うことができるか。

問二 一において付託案件以外については委員長報告ができない場合、付託案件以外についても委員長報告を行いたい場合は、どのような議事手続により行うべきか。

答一 標準都道府県議会会議規則第40条の規定は、委員会に付託した事件以外については適用されないものと解すべきである。

答二 委員会に付託された事件以外については地方自治法及び標準都道府県議会会議規則において特に禁止している規定はないので、必要があれば、その手続等については当該議会において適宜決めればよいものと解する。

参考 標準市議会会議規則

第39条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 省略

3 省略

4 省略

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 省略

第98条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 省略

Q3 一つの事件について議員が討論を二回行った場合の対応について

ある事件の討論を行っていたが、議会事務局及び議長が気付かず一人の議員に二回目の討論を認めてしまったことが事件の議決後に判明した。

気付かなかった理由は、当該事件に関する討論を二日にわたって行ったため、当該議員が前日に討論した事実を忘れていたためであった。

後刻、一部の議員から討論一回の原則に反するという指摘により判明したが、当該事件の本会議での議決が既に行われた（原案可決）ため、当該事件の議決を取り消して再度審議することを考えている。このような運営が可能か。もし、不可能ならば、どのような対応が考えられるか。また、仮に再度審議しない（できない）場合は、既に行った議決は有効か。

A3 一つの事件に対して議員が討論を行うことができるのは一回とされています。これを

討論一回の原則といいます。討論一回の原則については、標準会議規則に規定されていませんが、議員の態度表明である討論の性格から一回とされています。したがって、一人の議員が同一事件に対して二回以上の討論を行うことは認められません。仮に二回以上の討

論を認めると他の議員の討論内容に対する討論を行う恐れがあり、討論が際限なく続くことになり、收拾がつかなくなる可能性があります。

今回は、既に二回目の討論を行い、討論の対象となった事件の採決も行ったことから、議決を取り消して再度審議を行うことを検討しているようですが、議会が自ら議決の取消をすることはできないとされています。よって、当該事件を再度審議することはできません。

次に、事件を再び審議することができない状況において考えられる対応は、議長は特定の議員に一つの事件に対して二回以上の討論を認めたことを陳謝した後、二回目の討論に対して、①当該委員からの発言取消の申し出又は、②議長からの発言取消命令により、会議録上は二回目の討論の内容が記載されない状態にすることが考えられます。ただし、いずれかの措置を講じたとしても、二回目の討論を認めた議長に対して責任を求める意見が議員から出る可能性があります。

なお、一つの事件に対して一人の議員が二回以上の討論を行った事件の議決の効力ですが、不適当な運営ではありますが、議決の効力に影響を及ぼす程のものではないと考えられるため、議決が無効とはなりません。

Q4

委員長報告に対する質疑について
本会議で行われた委員長報告に対する質疑に対して委員長が直ちに答弁することができないため、後刻答弁する旨を述べた。しかし、その後に委員長が答弁することなく、委員長が報告した事件の採決が行われ（原案可決）閉会した。

閉会后、答弁が行われなかったことを理由に質疑を行った議員が議長に対して再議書を提出した。
当該再議書に対してどのように対応することが適当か。

A4 まず、本来ならば委員長の答弁が行われていないことを理由に議長は、当該事件の採決を行わないようにすべきと考えます。具体的には、答弁が行われるまで当該事件の審議を中止し、他の事件の審議を先行する方法が考えられます。このような議事運営を行わなかったために、Q4のような問題が生じたと考えます。

次に議員が議長に提出した再議書ですが、法上、再議が認められるのは、長が再議書を議長に提出した場合のみです。したがって、議員が提出した再議書は法上のものであるが、事実上の行為となるため、当該再議書が

提出されても再議の法的な効果は生じませんので、議長が特に対応すべき事項はありません。議長は、提出した議員に当該再議書の性質を説明し、これに基づく対応を行わない旨を伝えることとなります。

Q5

補正予算の否決について
今定例会に提出された義務的経費を

含む補正予算が賛成少数で否決された。義務的経費を含む補正予算であることから、長が地方自治法第177条に基づく再議に付すことが考えられるが、この他に首長が取り得る措置として、どのようなことが想定されるか。

A5 まず再議についてですが、否決された補正予算の中に義務的経費が含まれているならば、法第177条に基づく再議に付されるのが原則です。

しかし、当該補正予算が義務的経費を主たる経費としていない場合は、必ずしも再議に付すことはないと考えます。つまり、長の判断で再議以外の措置が執られる場合があります。例えば、議会が当該補正予算に反対した主な理由が義務的経費以外の経費に対するものであった場合（否決せずに当該部分を減額または削除する修正案を提出し、これを可決

する方法も考えられるが）、長は当該経費を減額又は削除した新たな補正予算を提出することが考えられます。この他、次の会期（定例会又は臨時会）に同一内容の補正予算を再提出する（ただし、再提出までの間に議会が反対していた経費について議会が賛成に変わるような環境整備が必要です）ことが考えられます。

なお、長が速やかに当該補正予算の執行を希望する場合、否決された当該予算を閉会后に専決処分することが考えられますが、否決された事件を専決処分することはできないとされていることから、否決された補正予算そのものを専決処分することはできません。否決された補正予算と異なる補正予算を専決処分する（実質的な意味で異なることが必要）こととなりますが、専決処分した補正予算の内容によっては、専決処分の適否をめぐり議会と対立する可能性があることに長は留意する必要があります。

参考 地方自治法

第177条 普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければ

ばならない。

(1) 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

(2) 非常の災害による応急若しくは復旧の施設のために必要な経費又は感染症予防のために必要な経費

2 前項第1号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その経費及びこれに伴う収入を予算に計上してその経費を支出することができる。

3 第1項第2号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

参考 行政実例（昭和28年1月28日）

問 議会において否決された副知事の選任につき同意を求める事件について、知事は専断処分できないと思うがどうか。

答 お見込みのとおり。

*平成24年の地方自治法の改正により副知事、副市町村長の選任の同意については、

専断処分の対象外となった。

参考文献

- 議会運営の実際（自治日報社）
- 逐条地方自治法（学陽書房）
- 議会運営実務提要（ぎょうせい）
- 地方財務実務提要（ぎょうせい）
- 地方自治関係実例判例集（ぎょうせい）

